

岩手県告示第218号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条の2第1項の規定により開発許可があったものとみなされる次の開発行為に関する工事が完了した。

平成28年3月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 工区に含まれる地域の名称 第2工区 上閉伊郡大槌町小鎗第22地割字中川原31番2の一部並びに小鎗第23地割字中川原11番の一部並びに小鎗第23地割字寺野3番1の一部、37番2及び39番2の一部
- 2 開発許可があったものとみなされる者の住所及び名称 盛岡市内丸11番1号 岩手県